

(証券コード3079)
平成26年6月10日

株 主 各 位

本店所在地 東京都練馬区小竹町一丁目16番1号
本社事務所 東京都豊島区高田二丁目17番22号
ディー・ブイ・エックス株式会社
代表取締役社長 若 林 誠

第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年6月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン 3階「富士」の間
(開催場所が昨年と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。)
3. 株主総会の目的事項
報告事項 第28期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
4. その他本招集通知に関する事項
本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.dvx.jp>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。

以 上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.dvx.jp>）にて、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、個人消費が底堅く推移し、住宅投資も消費税率引き上げ前の駆け込み需要等を背景に大幅に増加したほか、公共投資も、復興需要や緊急経済対策の効果から増加することになりました。また、輸出が伸び悩む一方、堅調な国内需要を背景に輸入が伸びており、東日本大震災以来貿易赤字が続いております。加えて、日本銀行が金融緩和政策を継続する一方、米国が金融緩和の縮小を決定したこと等により、円安が進行することとなりました。

医療機器業界におきましては、平成26年4月に実施される診療報酬の改定について、政府において検討が行われました。その結果、団塊の世代が75歳以上の後期高齢となる平成37年(西暦2025年)に向けて、医療提供体制を再構築するとともに、地域包括ケアシステムの構築を図ることや、入院医療・外来医療を含めた、医療機関の機能分化や強化・連携、在宅医療の充実等に取り組むことが決まりました。そうした方針を踏まえて、平成26年4月以降の診療報酬は、消費税率の引き上げによる医療機関の負担増を考慮して、医師の人件費等に当たる診療報酬本体を0.73%引き上げる一方、医薬品や医療材料の公定価格である薬価及び材料価格を0.63%引き下げることとなり、全体として0.1%の引き上げとなることが決定いたしました。

このような情勢のもと、当社では、経営の効率化や販売体制の強化に取り組み、業容の拡大を目指してまいりました。その一環として、平成25年4月に名古屋営業所と福井出張所を開設し、営業エリアの拡大に取り組みました。また、さらなる業容拡大に備え、信用力や知名度を向上させることを目的として、平成25年12月に東京証券取引所市場第二部に市場変更いたしました。

これらの結果、当事業年度の売上高は26,420,963千円(前期比15.5%増)、営業利益1,297,122千円(同15.3%増)、経常利益1,310,819千円(同18.5%増)、当期純利益788,549千円(同15.5%増)となりました。

セグメント別の売上状況は次のとおりです。

セグメント別	前事業年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)		当事業年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)		増減	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	増減率(%)
不 整 脈 事 業	18,830,946	82.3	21,607,811	81.8	2,776,864	14.7
虚 血 事 業	3,477,072	15.2	4,169,432	15.8	692,360	19.9
そ の 他	564,215	2.5	643,719	2.4	79,503	14.1
合 計	22,872,235	100.0	26,420,963	100.0	3,548,727	15.5

(不整脈事業)

既存顧客に対するサービスの充実に努めるとともに、新規顧客の開拓にも注力いたしました。その結果、心臓ペースメカやＩＣＤ（植込み型除細動器）、アブレーション（心筋焼灼術）カテーテル、電極カテーテル等の主力商品の販売数量が増加し、当事業年度の売上高は21,607,811千円（前期比14.7%増）、セグメント利益は3,172,373千円（同20.0%増）となりました。

(虚血事業)

自動造影剤注入装置「ＡＣＩＳＴ」及びエキシマレーザ血管形成システムの関連商品の販売が好調に推移する一方、円安の影響により輸入商品の仕入価格が上昇することとなりました。その結果、当事業年度の売上高は4,169,432千円（前期比19.9%増）、セグメント利益は1,405,615千円（同2.7%増）となりました。

なお、エキシマレーザ血管形成システムについては、従来血管形成用コロナリーカテーテル及び心内リード抜去システムの薬事承認を取得して販売しておりますが、平成25年12月に下肢末梢動脈治療用レーザカテーテルの国内治験届が受理され、治験を開始することとなりました。今後治験を経て承認申請を行い、平成28年に販売を開始する予定であります。

(その他)

当事業年度の売上高は643,719千円（前期比14.1%増）、セグメント利益は83,570千円（同7.7%増）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は84,765千円で、その主なものは、事務所の移転に伴う設備・什器の取得及び営業用デモ機の取得であります。

その所要資金は自己資金をもって充当いたしました。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第25期 平成23年3月期	第26期 平成24年3月期	第27期 平成25年3月期	第28期 (当事業年度) 平成26年3月期
売 上 高(百万円)	18,000	20,487	22,872	26,420
経 常 利 益(百万円)	784	873	1,106	1,310
当 期 純 利 益(百万円)	357	476	682	788
1株当たり当期純利益 (円)	253.34	168.84	121.08	69.92
総 資 産(百万円)	7,719	8,924	9,996	11,325
純 資 産(百万円)	2,521	2,941	3,541	4,201
1株当たり純資産 (円)	1,788.95	1,043.32	628.11	372.55

(注1) 当社は、平成23年10月1日付及び平成24年10月1日付で、それぞれ1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。

(注2) 当社は、平成26年2月14日開催の取締役会の決議により、平成26年4月1日付で1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、当事業年度の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(4) 対処すべき課題

当社は、継続的な成長を実現していくために、以下の事項を課題と認識しております。

① 販売拡大

当社は、主力の不整脈事業において、関東地区に特化して営業展開をしてきた経緯から、同地区への売上依存度が非常に高い状況にあります。そのため、さらなる業容拡大を目指すためには、不整脈事業の営業エリアを拡大することが不可欠であるとの認識を持っております。そうした認識の下、前事業年度において、西日本及び東北エリアに新規顧客を開拓したのに続き、当事業年度においては福井出張所を開設し、同エリアにおいても新規顧客の開拓を行いました。

今後も、不整脈事業の全国展開に向けて、人材育成をはじめとする体制の整備を行い、既存顧客とともに新規顧客の期待に応えられるよう総合的な販売力の強化を図ることで、売上拡大に努めてまいります。

② 新商品ラインナップの拡充

顧客基盤の構築と新規顧客の開拓には、顧客ニーズにあった医療機器をいち早く、継続的に提案することが必要であると認識しております。

そのためには、常に国内外の最新医療情報を把握し新商品の早期の販売権獲得と、迅速な薬事承認の取得が求められるところであります。当事業年度においては、エキシマレーザ血管形成システムによる冠動脈血管形成用レーザカテーテルの拡販に注力するとともに、同システムのさらなる普及を目指して、下肢末梢動脈治療用レーザカテーテルの薬事承認に向けた治験を開始いたしました。

当面は、同商品の薬事承認を取得することを第一目標に据えるとともに、海外コンサルタントの活用やメーカーとの連携強化を行い、社内的にもマーケティング部門や薬事部門の強化に取り組むことで、さらなる新商品の獲得に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当社の事業内容は商品に応じて「不整脈事業」、「虚血事業」、「その他」に区分されます。以下、各事業について説明いたします。

① 不整脈事業

不整脈とは、心臓を動かす刺激の発生又は刺激が伝わる伝導路の異常によって心臓のリズムが乱れる疾患のことで、脈が遅くなる徐脈、速くなる頻脈、脈が飛ぶ期外性収縮の3つに分けられます。原因としては、先天的なものの以外に加齢や喫煙、ストレス等によって引き起こされるといわれております。

不整脈事業においては、徐脈、頻脈、期外性収縮の治療に用いる心臓ペースメーカ、アブレーションカテーテル（心筋焼灼術用カテーテル）、ＩＣＤ（植込み型除細動器）、検査用電極カテーテルが主力商品となっております。当事業はこれら不整脈の検査・治療のための医療機器を主として関東地域において、医療機器輸入商社及び国内医療機器メーカーから仕入れ、主に医療施設に対し卸売会社として販売しております（販売代理店業）。

現在、当事業においては既に全国展開している虚血事業と連携しながら、東北、北陸、名古屋、中国の各地区を営業強化エリアとし全国展開を推進しております。

② 虚血事業

虚血とは、血管の狭窄又は閉塞により組織への血流が不十分もしくは途絶している状態を指します。虚血により引き起こされる虚血性疾患としては、心臓の冠動脈で起こる心筋梗塞や狭心症、脳の血管で起こる脳梗塞等が代表的なものです。原因となる動脈硬化は糖尿病や高血圧、高脂血症等によって進行し、肥満や喫煙、運動不足、ストレスの多い生活等も動脈硬化を促進させるといわれております。

虚血事業においては、虚血性疾患の検査・治療のための医療機器を、国内外の医療機器メーカーより直接仕入れ、主として全国の医療機器販売代理店を経由して、医療施設に販売しております（国内総代理店業）。このため、全国主要都市において虚血事業を中心とした営業拠点を既に展開しております。

なお、国内で医療機器として流通させるためには厚生労働省の薬事承認を取得する必要があり、当社は有望な医療機器を国内外に見出すためにマーケティングを担当する部門や、薬事承認及び品質保証を担当する部門を設置しております。

また、不整脈事業と同様の形態をとり、虚血分野の検査・治療に用いる医療機器を輸入商社や国内医療機器メーカーから仕入れ、販売代理店として医療施設等に販売しているケースもあります。

当事業の主な取扱商品は、当社が国内総代理店として販売している自動造影剤注入装置「ACIST」や「エキシマレーザ血管形成システム」であります。

③ その他

「その他」においては、脳外科商品、消化器商品、放射線防護用品、書籍等、主力事業である不整脈及び虚血事業に属さない商品の販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成26年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本社	東京都豊島区
北海道営業所	北海道札幌市中央区
東北営業所	宮城県仙台市青葉区
茨城営業所	茨城県つくば市
群馬営業所	群馬県前橋市
埼玉営業所	埼玉県さいたま市大宮区
東京営業所	東京都豊島区
八王子営業所	東京都八王子市
横浜営業所	神奈川県横浜市金沢区
沼津営業所	静岡県沼津市
静岡営業所	静岡県静岡市駿河区
浜松営業所	静岡県浜松市中区
名古屋営業所	愛知県名古屋市中川区
大阪営業所	大阪府大阪市淀川区
広島営業所	広島県広島市西区
九州営業所	福岡県福岡市東区
志村テクノロジーセンター	東京都板橋区

（注） 登記上の本店は東京都練馬区であります。

(7) 使用人の状況（平成26年3月31日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
229（27）名	14名増（4名増）	39.9歳	5.7年

- （注） 1 平均年齢・平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。
2 使用人数は就業人員（執行役員5名を除き、嘱託社員6名を含む。）であります。
3 臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を除き、パートタイマーを含む。）は、年間の平均人員を（）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額（平成26年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	77,798千円
株式会社東京都民銀行	38,332千円

2. 株式に関する事項（平成26年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 22,000,000株

(2) 発行済株式の総数 5,638,762株
(自己株式1,238株を除く)

(3) 当事業年度末の株主数 2,694名

(4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 M S S	1,596,400株	28.31%
若 林 誠	846,000株	15.00%
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プ ライズド ストック ファンド (プリンシパル オー ル セクター サブポート フォリオ)	388,000株	6.88%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	356,100株	6.31%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 5 0 5 2 2 4	142,600株	2.52%
デ ィ ー ブ イ エ ッ ク ス 社 員 持 株 会	138,300株	2.45%
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (投 信 口)	122,000株	2.16%
岡 文 男	68,200株	1.20%
戸 田 幸 子	67,200株	1.19%
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	58,100株	1.03%

(注) 持株比率は自己株式 (1,238株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成26年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	若 林 誠	
代表取締役副社長	千 葉 茂	
取 締 役	柴 崎 浩	営業担当
取 締 役	戸 田 幸 子	内部監査担当 執行役員 内部監査室長
取 締 役	魚 住 洋 二	管理及び情報開示担当 執行役員
取 締 役	鍋 谷 正 行	マーケティング及び薬事品質保証担当 執行役員
取 締 役	村 松 光 春	村松公認会計士事務所代表 株式会社ハッピー商会代表取締役
常 勤 監 査 役	塚 原 信 一 郎	
監 査 役	三 縄 昭 男	三縄昭男公認会計士・税理士事務所代表 学校法人神奈川大学監事
監 査 役	中 村 眞 一	コスモス法律事務所代表 株式会社コモダエンジニアリング監査役 株式会社京王自動車学校監査役

- (注) 1 取締役 村松光春氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
- 2 監査役 三縄昭男氏及び中村眞一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 監査役 三縄昭男氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	7名	157,400千円
監 査 役	3名	20,470千円
合 計	10名	177,870千円

- (注) 1 上記のうち、社外役員3名に対する報酬等の額は16,990千円であります。
- 2 取締役の報酬限度額は、平成16年6月25日開催の第18期定時株主総会において年額400,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
- 3 監査役の報酬限度額は、平成16年6月25日開催の第18期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
- 4 報酬等の額には当事業年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額5,050千円を含めております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役 村松光春

ア. 他の法人等の兼任状況

村松公認会計士事務所の代表及び株式会社ハッピー商会の代表取締役であります。同事務所及び同社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

イ. 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に17回開催された取締役会全てに出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から発言を行っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

② 社外監査役 三縄昭男

ア. 他の法人等の兼任状況

三縄昭男公認会計士・税理士事務所の代表及び学校法人神奈川大学監事であります。同事務所及び同法人と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

イ. 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会17回全てに、また、当事業年度に開催された監査役会22回全てに出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から発言を行っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

③ 社外監査役 中村眞一

ア. 他の法人等の兼任状況

コスモス法律事務所の代表及び株式会社コモダエンジニアリング、株式会社京王自動車学校の社外監査役であります。同事務所及び同社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

イ. 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会17回全てに、また、当事業年度開催された監査役会22回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

(注) 上記の取締役会の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,623千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,323千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、東京証券取引所市場第二部への市場変更申請に係る書類作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

①当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査受嘱者に悪意又は重大な過失があった場合を除き、監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として監査委嘱者から受け、若しくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。

②監査受嘱者の行為が①の要件を充足するか否かについては、監査委嘱者がこれを判断し、速やかに監査受嘱者に結果を通知するものとしております。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であると認識し、法令等の遵守はもとより、企業人として企業理念、社会規範・倫理に即して行動する。
- (2) 取締役、使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための行動規範として「コンプライアンス・マニュアル」「DV×行動ガイドライン」を制定し、コンプライアンス強化のための指針として、教育・啓蒙活動を実施する。
- (3) コンプライアンスの徹底を図るため、経営管理部がコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、教育及び周知を行う。
- (4) コンプライアンス体制の確立を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する規程、マニュアルの整備、教育をはじめ、重大なコンプライアンス違反が発生した場合の調査・報告及び再発防止策の審議決定を行う。
- (5) 取締役、使用人による職務の遂行が法令、定款及び社内規程に違反することなく適切にされているかをチェックするため、内部監査室により、業務監査を実施し、監査内容を代表取締役及び取締役会に報告する。
- (6) 社内において法令、定款及び社内規程違反行為または反倫理行為を通報する制度として、内部通報規程の制定・整備を行う。
- (7) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議での意思決定に関する記録や、取締役の職務の執行にかかわる重要な文書や情報（電磁的記録を含む）は、法令、情報セキュリティ規程に従い、適切に保管・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他体制

リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会にて、当社の成長規模、市場の変化等を考慮し、組織横断的にリスク管理を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役の職務執行が適切かつ効率的に行われるよう取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程を定める。
 - (2) 取締役会は、年度計画、中期経営計画に基づき各担当取締役及び執行役員よりその進捗状況についての報告を求め、発生した課題等に対して協議を行い必要な対策を講じる。
 - (3) 代表取締役及び各部門を所管する取締役並びに執行役員により、経営会議を定期的に開催し、経営上必要な事項や職務執行上の問題点について協議を行う。
5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社には親会社及び子会社の何れも存在しないため定めない。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当面、監査役の職務を補助する使用人を置かない。ただし、監査役は必要に応じ監査役の指名する使用人に対して監査業務の補助を委託することが出来る。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役から監査業務の補助を委託された使用人は、当該業務に関し取締役又は所属部門長の指揮命令を受け付けない。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- 取締役及び使用人は監査役会規程に従い、監査役に対し以下の場合について迅速な報告を行う。
- ・ 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合
 - ・ 取締役の職務遂行に関する不正の行為を発見した場合
 - ・ 法令もしくは定款に違反する重要な事実を発見した場合

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査が実効的に行われることを確保するため監査役会規程、監査役監査基準について以下のように定めている。

- ・取締役会その他重要な会議へ出席する。
- ・監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について相互認識を深めるため意見交換を行う。
- ・監査役は必要に応じて会計監査人、取締役、内部監査室等の使用人その他のものに対して報告を求める。

10. 財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告制度を有効かつ適切に運用するとともに、継続的に整備・運用評価・有効性の確認を行い、必要があれば改善を行うものとする。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

該当ありません。

貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,572,228	流動負債	6,840,466
現金及び預金	3,186,862	買掛金	5,931,865
受取手形	309,331	1年内返済予定の金	93,533
売掛金	6,275,301	長期借入金	1,011
商品	550,707	未払金	127,652
前払費用	38,813	未払費用	46,956
繰延税金資産	141,000	未払法人税等	368,000
その他の	72,513	未払消費税等	28,477
貸倒引当金	△2,300	前受り金	15,646
固定資産	752,977	預り金	7,642
有形固定資産	298,896	賞与引当金	218,939
建物	65,074	その他の	740
機械及び装置	0	固定負債	283,257
車両運搬具	645	長期借入金	53,347
工具、器具及び備品	176,954	リース債務	325
土地	55,000	退職給付引当金	148,930
リース資産	1,221	役員退職慰労引当金	70,918
無形固定資産	42,081	資産除去債務	9,235
のれん	9,782	その他の	500
ソフトウェア	21,798	負債合計	7,123,723
その他の	10,500	純資産の部	
投資その他の資産	411,999	株主資本	4,169,492
投資有価証券	212,129	資本金	344,457
出資金	130	資本剰余金	314,730
長期前払費用	1,155	資本準備金	314,730
差入保証金	116,467	利益剰余金	3,510,851
繰延税金資産	73,000	利益準備金	4,710
その他の	9,116	その他利益剰余金	3,506,141
資産合計	11,325,206	別途積立金	250,000
		繰越利益剰余金	3,256,141
		自己株式	△547
		評価・換算差額等	31,990
		その他有価証券評価差額金	31,990
		純資産合計	4,201,482
		負債純資産合計	11,325,206

損益計算書（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		26,420,963
売 上 原 価		21,759,403
売 上 総 利 益		4,661,559
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,364,437
営 業 利 益		1,297,122
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	344	
受 取 配 当 金	63	
受 取 保 険 金	7,152	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	16,485	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益	4,015	
そ の 他	1,399	29,461
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,159	
為 替 差 損	14,605	15,764
経 常 利 益		1,310,819
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,312	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	833	3,145
税 引 前 当 期 純 利 益		1,307,673
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	554,860	
法 人 税 等 調 整 額	△35,736	519,123
当 期 純 利 益		788,549

株主資本等変動計算書（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）（単位：千円）

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	344,457	314,730	314,730
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	344,457	314,730	314,730

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式
	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 計 合	
		別 途 積 立 金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	4,710	250,000	2,608,560	2,863,270	△547
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△140,969	△140,969	
当 期 純 利 益			788,549	788,549	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	647,580	647,580	—
当 期 末 残 高	4,710	250,000	3,256,141	3,510,851	△547

	株 主 資 本	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	株 主 資 本 合 計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	3,521,911	19,825	19,825	3,541,736
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	△140,969			△140,969
当 期 純 利 益	788,549			788,549
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		12,165	12,165	12,165
当 期 変 動 額 合 計	647,580	12,165	12,165	659,746
当 期 末 残 高	4,169,492	31,990	31,990	4,201,482

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月12日

ディーバイエックス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮	入	正	幸	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢	崎	弘	直	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ディーバイエックス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月15日

ディーバイエックス株式会社 監査役会

常勤監査役	塚	原	信一郎	㊞
監査役(社外監査役)	三	縄	昭男	㊞
監査役(社外監査役)	中	村	眞一	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、今後の事業展開のために必要な内部留保資金を確保しつつ、株主の皆様に対して長期的な利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、普通配当を前期比3円増配し、合わせて記念配当（東京証券取引所市場第二部上場記念）2円を加え30円とさせていただきますたく存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円
総額 169,162,860円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成26年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

①取締役の任期の短縮

経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築するため、現行定款第21条に定める取締役の任期を2年から1年に変更するものであります（変更案第20条）。

②剰余金の配当等の決定機関に係る規定の変更

より機動的な配当政策及び資本政策を図ることを可能にするため、現行定款第47条に定める事項の決定機関を取締役会に変更し（変更案第46条）、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第6条を削除するものであります。

③上記変更に伴う所要の変更及び条数の繰り上げのほか、規定の明確化を図るため、文言の追加、字句の修正等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（自己株式の取得）	
第6条 <u>当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u>	（削 除）
第7条 （条文省略）	第6条 （現行どおり）
（単元未満株主の権利制限）	（単元未満株主の権利制限）
第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第7条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（1） （条文省略）	（1） （現行どおり）
（2） 取得請求権付株式の取得を請求する権利	（2） <u>会社法第166条第1項の規定による取得請求権付株式の取得を請求する権利</u>
（3） 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利	（3） <u>株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第9条～第11条 （条文省略）	第8条～第10条 （現行どおり）
（招集）	（招集）
第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後 <u>3ヶ月</u> 以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。	第11条 定時株主総会は、毎事業年度終了後 <u>3か月</u> 以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

現 行 定 款	変 更 案
第13条～第17条 （条文省略） （取締役会の設置） 第18条 当社は取締役会を置く。 第19条～第20条 （条文省略） （取締役の任期） 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 （代表取締役および役付取締役） 第22条 （条文省略） 2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. （条文省略） 第23条～第29条 （条文省略） （取締役の責任免除） 第30条 当社は取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	第12条～第16条 （現行どおり） （取締役会の設置） 第17条 当社は、<u>取締役会を置く。</u> 第18条～第19条 （現行どおり） （取締役の任期） 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 （削 除） （代表取締役および役付取締役） 第21条 （現行どおり） 2. 代表取締役は<u>当会社</u>を代表し、<u>当会社</u>の業務を執行する。 3. （現行どおり） 第22条～第28条 （現行どおり） （取締役の責任免除） 第29条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により</u>、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

現 行 定 款	変 更 案
2. 当会社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は金300万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	2. 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は金300万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
<u>第31条～第33条</u> (条文省略)	<u>第30条～第32条</u> (現行どおり)
(監査役の任期)	(監査役の任期)
<u>第34条</u> (条文省略)	<u>第33条</u> (現行どおり)
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
3. (条文省略)	3. (現行どおり)
4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は退任した監査役の任期が満了するまでとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。	4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期が満了するまでとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。
<u>第35条～第39条</u> (条文省略)	<u>第34条～第38条</u> (現行どおり)
(監査役の責任免除)	(監査役の責任免除)
<u>第40条</u> 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	<u>第39条</u> 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により</u>、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

現 行 定 款	変 更 案
2. 当会社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金300万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	2. 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金300万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
第41条～第46条 (条文省略)	第40条～第45条 (現行どおり)
(期末配当金)	(剰余金の配当等の決定機関)
第47条 当会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)<u>を支払う。</u>	第46条 当会社は、剰余金の配当、自己株式の取得その他の会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(中間配当金)	(剰余金の配当の基準日)
第48条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)<u>をすることができる。</u>	第47条 当会社は、剰余金の配当として期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対しこれを行うことができる。
第49条 (条文省略)	第48条 (現行どおり)

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては
取締役を1名減員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 株式数
1	わかばやし まこと 若林 誠 (昭和25年7月7日)	昭和47年4月 フクダ電子(株)入社 昭和61年4月 (株)ヘルツ設立 代表取締役社長 平成2年12月 (株)医療ソフトサポートセンター設立 (現(株)MSS) 代表取締役 平成16年2月 (株)ヘルツとディーバイエックスジャパン(株)の合併によ り当社代表取締役社長（現任） 平成24年12月 (株)MSS代表取締役会長（現任）	846,000株
2	ちば しげる 千葉 茂 (昭和33年10月8日)	昭和57年4月 ニッタン(株)入社 昭和61年4月 日本メドトロニック(株)入社 平成4年2月 日本ビタロン(株)入社 平成9年9月 同社代表取締役社長 平成11年5月 メドトロニック社（米国）入社 ビタロンアジアパ シフィックジェネラルマネージャー（兼任） 平成13年5月 メドトロニックゾーメド社（米国）入社 メドトロニ ックゾーメドアジアパシフィックジェネラルマネー ジャー 平成15年4月 (株)イーヴィースリー入社 代表取締役社長 平成16年1月 (株)ゲッツブラザーズ（現セント・ジュード・メディカ ル(株)）入社 バイスプレジデント 平成18年4月 同社取締役 平成25年4月 当社入社 執行役員副社長 平成25年6月 代表取締役副社長（現任）	400株
3	しばさき ひろし 柴崎 浩 (昭和40年4月23日)	昭和61年8月 松永歯科医院入社 平成3年8月 (株)ヘルツ入社 平成10年12月 営業部長 平成15年1月 取締役営業本部長 平成16年2月 (株)ヘルツとディーバイエックスジャパン(株)の合併によ り当社取締役ヘルツ事業部長 平成19年6月 執行役員ヘルツ事業本部長 平成22年4月 執行役員営業統括本部長 平成22年6月 取締役執行役員営業統括本部長 平成24年4月 取締役（営業担当）（現任）	22,400株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 株式数
4	うおずみ ようじ 魚住 洋二 (昭和27年4月14日)	昭和46年 4 月 ㈱トクスイコーポレーション入社 平成18年 2 月 当社入社 管理本部業務部長 平成19年 6 月 経営企画室長 平成22年 6 月 執行役員管理本部部長 平成23年 4 月 執行役員管理本部部長兼経理部長 平成23年 6 月 取締役執行役員管理本部部長兼経理部長 平成24年 4 月 取締役執行役員財務経理部長 平成25年 9 月 取締役（管理及び情報開示担当）執行役員（現任）	400株
5	なべや まさゆき 鍋谷 正行 (昭和33年4月27日)	昭和60年 4 月 ㈱ノーバス入社 昭和61年10月 ㈱ヘルツ入社 平成 7 年 6 月 取締役営業部長 平成16年 2 月 ㈱ヘルツとディーバイエックスジャパン㈱の合併により当社専務取締役経営企画室長 平成20年 4 月 専務執行役員総務人事本部部長 平成22年 6 月 執行役員静岡特別プロジェクト長 平成23年 6 月 取締役執行役員静岡特別プロジェクト長 平成24年 4 月 取締役 平成25年 6 月 取締役（マーケティング及び薬事・品質保証担当）執行役員 平成26年 4 月 取締役（マーケティング、薬事・品質保証及び技術担当）執行役員（現任）	23,800株
6	むらまつ みつはる 村松 光春 (昭和28年1月14日)	昭和53年 9 月 アーサーヤング会計事務所入所 昭和60年 9 月 ㈱ハッピー商会取締役 昭和60年 9 月 村松公認会計士事務所開設 同事務所代表（現任） 昭和63年 3 月 ㈱ハッピー商会代表取締役（現任） 平成19年 6 月 当社取締役（現任）	一株

(注) 1 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

- 2 村松光春氏は、社外取締役候補者であります。当社は、同氏が公認会計士及び税理士として、豊富な経験と深い見識を有していることを考慮し、社外取締役候補者としたものであります。また、同氏は、株式会社ハッピー商会代表取締役として直接会社経営にも関与されており、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- 3 村松光春氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
- 4 当社は村松光春氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、村松光春氏の再任が承認された場合には同氏との当該契約を継続する予定であります。
- 5 当社は、村松光春氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化を図るため監査役1名を増員することとし、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

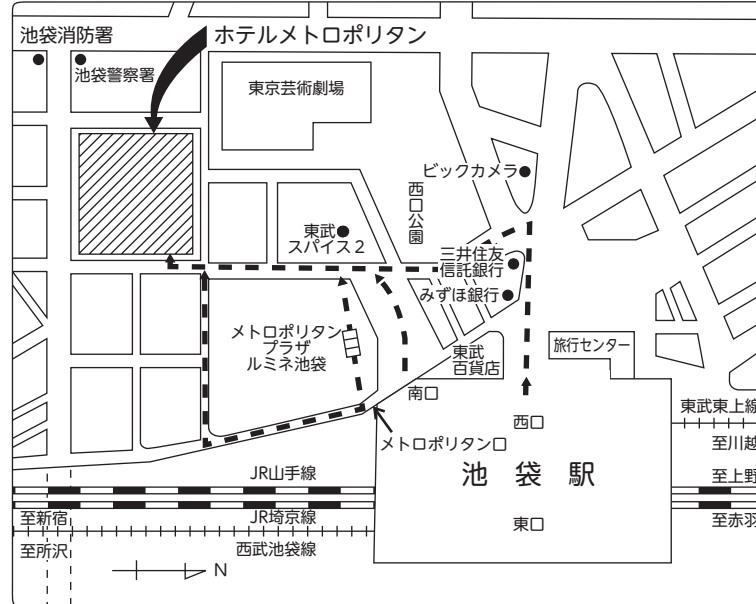
氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 株式数
と だ さ ち こ 戸田 幸子 (昭和31年2月12日)	昭和 58年 1 月 ㈱テンポラリーセンター入社 昭和 61年 4 月 ㈱ヘルツ入社 平成 7 年 6 月 経理部部長 平成 13年 6 月 取締役管理本部長 平成 16年 2 月 ㈱ヘルツとディービーエックスジャパン㈱の合併により当社取締役管理本部長 平成 18年 6 月 取締役執行役員管理本部長 平成 22年 6 月 取締役執行役員内部監査室長 平成 26年 4 月 取締役（内部監査担当）（現任）	67,200株

- (注) 1 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2 現在当社の取締役ですが、本総会終結の時をもって、任期満了により退任する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン 3階「富士」の間
TEL：03-3980-1111（代表）



池袋駅から会場までのご案内

■西口（徒歩約3分）

東武百貨店の前（地下1F、中央通路）の階段またはエスカレーターで1Fへ。
左手のみずほ銀行沿いに左折し直進。

■南口（徒歩約2分）

有楽町線の改札前（地下1F、南通路）のエスカレーターで1Fへ。
メトロポリタンプラザビルに沿って左へ直進。

■JR線メトロポリタン口（徒歩約1分）

JR線改札を出て直進し、突き当たり右手の階段を降り直進または改札を出て右手に進みエスカレーターまたは階段で1Fへ（ご利用可能時間は午前7時30分から午後9時まで）。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

